

総務文教厚生常任委員会委員長報告

令和6年12月20日（金）

それでは、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教厚生常任委員会は、会期中の12月9日、並びに閉会中の10月18日、11月5日及び11月6日に開催し、議案17件、認定4件、及び付託調査事項等についての審査を行いましたので、その概要及び結果等について、ご報告を申し上げます。

初めに、議案第62号柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の制定についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、市民活動センターはみどりが丘図書館に移転したが、この条例は総合政策部で立案している。教育委員会と総合政策部とでどのように整理をされるのか、また、市民活動センターについては第15条に記載されているのみであるが、市民活動センターの役割をガイドライン等で拡充させるのかという質疑に、センターの運営は引き続き総合政策部地域づくり推進課で行い、館内で実施する行事に限らず、必要に応じて図書館と連携を取っていく。市民活動センターの運営は、既に要綱、要領で別途定めており、今回その役割を本条例の第15条に明記した。今後市民活動が促進されるよう取り組んで参りたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、検討委員会が終了してから条例提案まで時間がかかった理由とどのように条例の周知を図るのか、この条例ができたことによる市民のメリットは何かという質疑に、検討委員会終了後に骨子案を策定し、条例審議会小委員会、条例審議会を通して詳細に検討したことにより提案まで時間を要する結果となった。条例制定後は、広報やない、市ホームページで公表するとともに、夢プランの会議や4月の自治会長集会の場を借りて説明する。この条例の制定により、特にコミュニティ活動のための環境整備、活動資金や専門家派遣の支援などの提供を継続していくことを示していきたいとの答弁がありました。

議案第62号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第66号柳井市部制条例等の一部改正について、議案第68号柳井市監査委員条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議案第69号柳井市役所出張所設置条例及び柳井市公民館条例の一部改正について及び議案第70号柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてでございます。

これらの4議案については、執行部からの補足説明の後、委員から質疑はなく、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第71号柳井市職員定数条例の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、今回の市長部局の職員定数の増加は下水道課の

職員が市長部局の職員になるということかという質疑に、柳井市部制条例の一部改正において下水道事業に関する事務を建設部の事務分掌に位置付けており、柳井地域広域水道企業団に派遣される職員を含め市長の事務部局の職員定数内としているとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第71号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第72号柳井市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、特定退職者とはどういう者かという質疑に、特定退職者とは地方公務員法第28条の規定により免職となった者や公務上の傷病により退職した者で、就職意欲があり求職活動を行っているが、就職できない状態にあり、支払われた退職手当が雇用保険制度の失業給付相当額に満たない場合に差分が支給されとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第72号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第73号柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、公の施設として議会議決を得なければ廃止または長期かつ独占的な利用をさせることができないということは、どういうことを指すのかという質疑に、一般の公の施設の廃止については、地方自治法第96条の第1項の規定による通常議決となるが、住民生活に大きな影響を及ぼす水道施設や学校施設の廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき議員の3分の2以上の同意を必要とすると定められている。今回、柳井市水道事業の統合により水道施設を広域水道企業団へ承継するにあたり、市の公の施設としては廃止することによるものであるとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第73号は、挙手による採決により、賛成多数で原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第74号柳井市体育館条例の一部改正についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、他市と比べて利用料金は同等なのかという質疑に、他市では冷暖房料を別途徴収するケースが多いが、本市では冷暖房料を含めた料金設定とした。その総額で見ても他市と比較して低額な料金体系となっているとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第74号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第76号柳井市文化福祉会館、柳井市勤労青少年ホーム及び柳井市体育館の指定管理者の指定について、議案第77号柳井市武道館、柳井市民球場、柳井市南浜

グラウンド、柳井市南浜テニスコート及び柳井市小田浜グラウンドの指定管理者の指定について及び議案第78号工事請負契約の締結についてでございます。

これらの3議案については、執行部からの補足説明の後、委員から質疑はなく、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第79号工事請負変更契約の締結についてでございます。

執行部から補足説明の後、委員から、旧柳井商業高等学校の校舎と体育館の解体時に実施した土質調査の成果は、今回の変更契約に生かされていないのかという質疑に、旧柳井商業高等学校の校舎と体育館の解体時には想定以上にコンクリートが土中に存在していたが、今回の翠が丘防災運動公園の基盤整備工事でも想定以上に土質に問題があったとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第79号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となりました、議案第81号令和6年度柳井市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

12月補正予算書をご参照いただきたいと思います。執行部から補足説明の後、質疑を行いましたので、その主なものをご報告させていただきます。

委員から29ページ、1目の児童福祉総務費、12節の私立保育所委託料について、内訳を問う質疑に、本年9月からの保育料無償化により利用児童が増えたことによる増額は約5,472万円、公定価格の改定による増額は約1億2,694万円である。9月入所について、例年であれば、0歳児が6～7人程度、1・2歳児が1人程度で推移していたが、今年については、0歳児が13人、1・2歳児が9人と、保育料の無償化を契機として、入所希望が増加したと考えているとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第81号中の本委員会所管部分については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第82号令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

委員から63ページ、1目の国民健康保険税について、税込見込みに伴い減額と説明があったが、何が原因で税込が減るのかという質疑に、基本的には被保険者の減であるとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第82号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第83号令和6年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

委員から75ページ、3款の地域支援事業費、1項、2項と減額となっているが、その理由は何かという質疑に、人事異動に伴う人件費の減少によるものであるとの答弁

がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第83号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第84号令和6年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

執行部からの説明の後、委員から、質疑はなく、議案第84号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、9月定例会最終日に追加上程され、閉会中の継続審査となりました分割付託の認定第3号令和5年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和5年度決算書、並びに、決算成果説明書をご参照いただきたいと思います。執行部の補足説明の後、質疑を行いましたので、ご報告させていただきます。

総合政策部関係では、委員から、決算書114ページ、7目の企画費、18節負担金補助及び交付金の子育て世代定住促進補助金について、対象世帯は、どこからの転入が多いのか、補助金の効果はあったのかという質疑に、岩国市から16件、平生町10件、田布施町7件、光市4件、山口市2件で、遠くは、長野県、広島県廿日市から転入されており、岩国市が全体の26%ということになっている。令和5年度はこの制度を施行してまだPRが浸透していない段階の実績だが、現在、大々的にPRしている最中であるので、今後成果として認められるようになることを期待しているとの答弁がありました。

次に、総務部関係では、委員から、決算書160ページ、1目災害救助費、17節備品購入費のインバーター発電機購入費について、3台で66万円と高額だが、どこに設置しどう使うのかという質疑に、停電時に使用するため2.6キロの容量の大きなものを購入し、みどりが丘図書館に設置しているとの答弁がありました。

次に、市民部関係では、委員から、決算書44ページ、1款の市税において、不納欠損の大きな部分は、法人1社によるものと説明があつたが、詳細な額を尋ねる質疑に、滞納処分後3年経過による消滅分が約2,791万円、即時欠損分は、固定資産税、都市計画税を合わせて約1,580万円となり、合計額が約4,372万円であるとの答弁がありました。

委員から、会社経営等の情勢情報を早く掴み、徴収する努力をして欲しいとの要望がありました。

次に、健康福祉部関係では、委員から、決算書152ページ、5目の柳井南保育所費、および156ページ、6目の大畠保育所費の1節の保育士報酬（会計）について、臨時の場合に会計年度任用職員があたるのは当然だと思うが、正規の保育士として雇うことで身分を保証し、保育の質の向上につながると考えるがいかがかという質疑に、保

育士の補充は非常に大事だと考えている。今後もしっかりと職員体制を整え、安全に預かれるような体制を作っていきたいとの答弁がありました。

委員から、保育の積み重ねが必要な現場であり、なるべく継続的に勤務が保障できる、安定した正規の保育士が確保できるよう努力をして欲しいとの要望がありました。

次に、教育委員会関係では、委員から、決算成果説明書104ページ、1工事請負費の(1)小学校費ではトイレ改修工事が無いのは全て終わったということか、(2)中学校費のトイレ改修工事は、柳井中学校と大畠中学校を行っているが、全体の改修計画はどうなっているのかという質疑に、小学校は概ね完了している、中学校は柳井西中学校を来年度、大畠中学校は今年度体育館トイレを改修し、校舎棟はその後に対応しているとの答弁がありました。

いずれの部においても、委員及び委員外議員から多岐にわたっての質疑がありましたが、報告は以上に絞らせていただきました。

以上、慎重審査の結果、認定第3号中の本委員会所管部分については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次は、認定第4号令和5年度柳井市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算書は265ページからでございます。

執行部からの説明の後、委員から、決算成果説明書138ページ、(2)特定健康診査・特定保健指導受診状況について、対象者が減少している中、実施率は微増となっている。受診率を上げるため、何か考えはあるのかという質疑に、特定健診受診勧奨のはがきにアンケートを記載し、それを返信していただき、ご意見を参考に検討しているとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、認定第4号は全員異議なく原案のとおり認定と決しました。

次は、認定第6号令和5年度柳井市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算書は287ページからでございます。

執行部からの説明の後、委員から296ページ、1目の一般管理費、12節の電算システム改修委託料について、多額の不用額が生じているが、当初、どういうことを想定し、電算システム改修の予算が組まれたのかという質疑に、令和6年4月に介護保険報酬の改定があり、その報酬改定に伴うシステム改修を想定していた。当初予算計上時には、この報酬改定の概要がまったく示されておらず、最大限のシステム改修を想定しての予算計上となったため、多額の不用額が生じたとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、認定第6号は全員異議なく原案のとおり認定と決しました。

次は、認定第7号令和5年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算書は313ページからでございます。

執行部からの説明の後、委員から質疑はなく、認定第7号は全員異議なく、原案のとおり認定と決しました。

続きまして、本委員会に係る付託調査事項についてでございます。

1点目の学校教育等問題については、委員から、月80時間を超える長時間労働をしている教員がいる実態があることから改善への取組の要望がされました。

次は、2点目の市民生活に関わる社会福祉についてでございます。

12月の委員会では、執行部から、新型コロナワクチンの接種状況について報告がありました。

次は、3点目の環境に関する調査についてでございます。

11月の委員会では、

- ・平郡島海岸ボランティア清掃事業の実施について
 - ・EV充電設備の供用開始について
- 報告がありました。

次は、4点目の防災に関する事項についてでございます。

12月の委員会では、

- ・柳井市地域防災計画の見直しについて
 - ・柳井市国土強靱化地域計画の進捗状況について
- 報告がありました。

付託調査等の報告は、以上でございます。

なお、本委員会における閉会中の付託調査事項につきましては、引き続き、

- 「1 学校教育等問題について」
- 「2 市民生活に関わる社会福祉について」
- 「3 環境に関する調査について」
- 「4 防災に関する事項について」の

以上の4点とすることに決定いたしましたので、その旨、申し出をいたします。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次は、本委員会の所管に係るその他の事項についてでございます。

11月の委員会では、

- ・国民健康保険事業特別会計における予備費の充用について
- ・台風21号の接近に伴う警戒体制について
- ・介護保険事業特別会計における予備費の充用について
- ・アクアヒルやないの貯水タンクの修繕における予備費の充用について

12月の委員会では、

- ・周南公立大学との包括連携協定の締結について、
 - ・窓口字幕表示システムの導入について、
 - ・教育委員会事務局の移転について
- 報告と説明がありました。

なお、報告は以上に絞らせていただきましたが、委員から多岐にわたっての質疑がありましたことを付け加えさせていただきます。

最後に、管内視察についてでございますが、10月18日にバタフライアリーナ改修工事の視察を行いました。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。